

各特別支援学校長 殿

特別支援教育課長

県立特別支援学校における分散登校等の実施について（通知）

標記の件について、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が全国規模で5月31日まで延長される中、県内で感染経路が不明な陽性患者が新たに発生していないことから、令和2年5月11日（月）から10日間程度を目処に、各幼児児童生徒の障がいの状況に十分配慮しながら、準備が整った学校から教育活動を再開することとしたので通知します。

ついては、各学校において、国のガイドラインに則り、手洗いや咳エチケット等の万全の感染症対策を講じた上で下記事項に十分留意し、教育活動再開の準備を進めるよう願います。

なお、国の動向及び今後の県内での感染状況の変化に応じ、学校の教育活動の在り方については、変更となる場合があることを申し添えます。

記

- 1 【分散登校】学校教育活動の再開に当たっては、感染リスクを下げるために、空き教室の利用や分散登校等の密集状態を避ける工夫をした上で実施すること。なお、5月7日、8日については、臨時休業とし、分散登校実施に関する周知及び校内の消毒等、教育活動の再開に関する準備を行う。
- 2 【三密の回避】学校教育活動において、ガイドラインに示された集団感染のリスクを高める3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が重なることを徹底的に回避すること。特に、授業をはじめとする学校の教育活動にあつては、①換気の徹底（締め切った状態での教育活動を避ける）、②近距離での会話や発声等の際の可能な限りのマスクの使用等の対策を講じること。
- 3 【登下校】スクールバスについては感染リスクを下げるため、間隔を空けた座席配置、車内の換気等の対策を徹底し運行すること。乗車人数が限られるため、学校の実情に応じて、保護者送迎を要請すること。また、必要に応じて、臨時便を運行すること。
- 4 【医療的ケアの必要な児童生徒等の対応】医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒の登校については、罹患した際には重症化するリスクが高いことを十分に保護者に説明し、主治医等への相談の状況を踏まえ、保護者と十分に協議した上で慎重に判断すること。
- 5 【専門スタッフの活用】臨時休業が長期に渡ったことから、学校再開後の幼児児童生徒の健康状態などを観察・把握し、健康相談等の実施や、SCやSSW等の専門スタッフも活用した適切な支援を行うこと。
- 6 【部活動】部活動については、登校日の生徒に限り、感染防止対策を徹底した上で実施可能とする。
- 7 【偏見や差別】感染症は誰にでも起こりうることを踏まえ、誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながる偏見や差別が生じないように指導すること。
- 8 【不要不急の外出】再開後も、不要不急の外出を控えるよう指導すること。

本件担当

特別支援教育課 企画・整備班 指導主事兼主幹 三原 彰夫 電話：097-506-5545
--